

○志木市障がい者等通所事業所補助金交付要綱

平成27年4月1日

告示第72号

改正 平成28年12月14日告示第267号

(要旨)

第1条 この要綱は、障がい者及び障がい児が通所する福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）の運営安定化及び事業所の拡充を図るため、事業所の対象経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、志木市補助金等交付規則（昭和53年志木市規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者（以下「事業者」という。）は、市内に事業所を開設し、運営する事業者で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項及び第12項から第14項までの規定による障害福祉サービスを行う者をいう。

(平28告示267・一部改正)

(補助金の交付期間)

第3条 補助金は、会計年度内において、事業者が事業を開始した月から24月以内の間交付する。ただし、月の途中から事業所を開設した場合は、当該初日を含む月から補助交付期間に含めるものとする。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、当該事業者が運営する事業所の建物の賃借料とする。

(補助額)

第5条 前条の経費に対する補助額は、次のとおりとする。

- (1) 事業開始から12月以内の事業者 1月当たり、15万円と当該事業所の賃借料の実支出額に2分の1を乗じて計算した額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とを

比較し、少ない方の額

- (2) 事業開始から13月以上24月以内の事業者 1月当たり、7万円と当該事業所の賃借料の実支出額に3分の1を乗じて計算した額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とを比較し、少ない方の額

2 前項の場合において、月の途中から事業所を開設した場合は、当該月の賃借料を基に計算し、決定するものとする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付申請をしようとする事業者は、事業の終了月ごと又は年度ごとに、志木市障がい者等通所事業所補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 志木市障がい者等通所事業所補助金交付申請額内訳書（別紙1）
- (2) 県の指定通知書の写し（初回申請時に限る。）
- (3) 賃貸借契約書の写し（初回申請時に限る。）

（決定）

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、速やかに交付の可否の決定をするものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、決定の内容を志木市障がい者等通所事業所補助金交付（決定・却下）通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（事業所の変更等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた事業者が事業所の変更、休止又は廃止をしようとするときは、遅滞なく志木市障がい者等通所事業所変更・休止（廃止）届（第3号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 賃貸借契約書の写し
- (2) その他変更内容が分かる書類

2 市長は、前項の届けにより補助金の返還が生じる場合は、事業者に対し、志木市障がい者等通所事業所補助金返還通知書（第4号様式）

により通知するものとする。

3 前項の通知を受けた事業者は、速やかに補助金を返還するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた事業者は、会計年度終了後速やかに、志木市障がい者等通所事業所実績報告書(第5号様式)に志木市障がい者等通所事業実績報告書(別紙2)を添えて、市長に報告しなければならない。

(請求書の提出)

第10条 事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、志木市障がい者等通所事業所補助金交付請求書(第6号様式)を、市長に提出するものとする。

(補助金交付の方法)

第11条 市長は、前条に規定する補助金の請求を受けた場合は、補助金を支払うものとする。

(書類の保管期間)

第12条 事業者は、規則第15条に規定する書類及び帳簿等を、当該補助金の交付決定に係る会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年告示第267号)

1 この告示は、平成29年1月1日から施行する。

2 この告示の施行の際、改正前の志木市障がい者等通所事業所補助金交付要綱の規定により、既に補助金の交付の決定を受けている事業者に係る補助金については、なお従前の例による。